軽減税率制度対応準備のためのチェックリスト

※ 軽減税率制度の実施に伴い、御社の事業に影響が生じ、どのような対応が必要になるかについて、以下の項目を参考にご確認ください。(確認を義務付けるものではありません。)

準	備	が	必	要	な	事	項
=	ᄤ	IJ.	ישי	玄	' O	#	坝

ステップ1 まずは、軽減税率制度の内容をしっかり理解しましょう。

- □ 軽減税率制度の実施時期、軽減税率の対象品目、仕入税額控除のための帳簿及び請求書等の記載事項、納税事務(税額の計算)
 - → 詳しい内容については、国税庁ホームページ(【URL】 https://www.nta.go.jp/) の軽減税率制度特設サイトに掲載されている「よくわかる消費税軽減税率制度」などの資料をご覧いただくか、ご質問等がある場合は、消費税軽減税率電話相談センター(軽減コールセンター)【電話:0570-030-456】(又は、最寄りの税務署)にご相談ください。
- □ 事業者の準備を支援する仕組み:「軽減税率対策補助金」
 - → 中小企業・小規模事業者等の方は、レジや受発注システムの導入・改修等について、補助金交付制度の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、軽減税率対策補助金事務局ホームページ (【URL】 http://kzt-hojo.jp/)に掲載されている補助金に関する説明資料をご覧いただくか、軽減税率対策補助金事務局コールセンター【電話:0570-081-222】(又は | P電話等からは、03-6627-1317)にご相談ください。

(参考) 全国の税務署等で、事業者の皆様向けに説明会を開催しています。

→ 幅広い事業者の皆様を対象に、全国で説明会を開催しておりますので、どうぞご参加ください。開催日程等は、軽減税率制度特設サイトに掲載し、随時更新しています。

ステップ2 対応が必要な事項を把握して、早目に準備に取り掛かりましょう。

- □ 影響が生じる事務の洗い出し、業務手順の見直し
- □ 区分記載請求書から適格請求書への段階的な対応
- □ 軽減税率制度に対応したレジの導入・改修
- □ 会計システムや受発注システム等の導入・改修・入替
- □ 補助金交付の申請手続き
 - → 具体的な申請手続きについてのお問い合わせについては、軽減税率対策補助金事務局コールセンター【電話: 0570-081-222】にご相談ください。 中小企業・小規模事業者等の皆様の負担に配慮して、レジ・システムのベンダーなどによ

る代理申請制度も用意されています。
準 備 が 必 要 な 事 項
ステップ3 売上・仕入商品の税率区分ができるか、実際に確認してみましょう。
口 売上・仕入商品につき、税率区分(軽減税率の対象取引の有無)の確認
→ 判断に迷ったり、分からないことがある場合には、上記の「ステップ1」と同様に、軽減 コールセンター(又は最寄りの税務署)へご相談ください。
ステップ4 業務手順の見直しやレジ・システムの準備テストはお済みですか?
ロ 日々の商品管理や販売管理方法の見直し(商品マスタの見直し)
ロ 税率区分に応じた経理処理の見直し(経理処理マニュアルの整備)
ロ 納品書や請求書などの帳票の見直し(取引先との連絡・調整)
□ 導入・改修等したレジ・受発注システムの動作準備テスト
→ 補助金の交付申請手続きはお済みですか?(補助金の事業終了は2019年9月30日、 申請受付期限は2019年12月16日)
ステップ5 いよいよ制度の実施に向けて、本格的な準備をしましょう。
□ 商品毎の税率区分等をシステムに登録(商品マスタの整備)
口 値札の付け替え、価格表示の変更準備など
□ 従業員への研修(説明会等への参加)、店頭などでの消費者向けの周知(店頭ポスターなど)
→ 見逃した準備はないか、もう一度確認してみましょう!
参考 準備が間に合わなかった中小事業者の方でも、以下の要件等に該当する場合には、
税額計算の特例を受けることができます。
ロ 売上げ(又は仕入れ)を税率ごとに区分することが困難

- → 上記の国税庁ホームページ(【URL】 https://www.nta.go.jp/)をご覧いただくか、軽減コールセンター(又は最寄りの税務署)へご相談ください。
- (注)中小事業者とは、基準期間(法人:前々事業年度、個人:前々年)における課税売上高が 5,000万円以下の事業者をいいます。